

第 81 号議案

豊後大野市企業立地促進条例の一部改正について

豊後大野市企業立地促進条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和 5 年 11 月 30 日 提出

豊後大野市長 川 野 文 敏

提案理由

統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 28 条第 1 項の規定により統計基準として定められている日本標準産業分類が新たに施行されることに伴い、条例を改正する必要があるので、この案を提出するものである。

豊後大野市企業立地促進条例の一部を改正する条例

豊後大野市企業立地促進条例（平成 20 年豊後大野市条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「平成 25 年総務省告示第 405 号」を「令和 5 年総務省告示第 256 号」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。